

平成25年度「日本の食を広げるプロジェクト」のうち
日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業
(国産水産物に係る世界的イメージ戦略)
仕 様 書

1 事業目的

国内の農林水産物消費が縮小する中、我が国農林水産業の更なる発展を図り、「攻めの農林水産業」を実現するため、農林水産省においては、「農林水産物・食品の輸出促進のための具体的戦略」を策定し、本年5月17日に公表した。同戦略においては、平成32年までに農林水産物・食品の年間輸出額1兆円を達成することを目標としている。

水産物・水産加工品についても、拡大する世界の水産物市場への進出を目指す観点から、国産の水産物・水産加工品のうち海外の消費者需要に適した製品（以下「国産水産物」という。）の輸出拡大に向けた取組が不可欠である。

国産水産物の輸出拡大に当たっては、丁寧な漁獲物の取扱いなどにより高い品質を有する国産水産物をブランド化し、海外の流通業者から消費者に至る各段階で、継続的かつ波及的に国産水産物に対するブランドイメージ（以下「イメージ」という。）を浸透させる必要がある。

このことから、本事業では、国産水産物の持つ高品質というイメージの世界的な普及・浸透に向けて、海外における水産物市場の調査を行った上で、今後のイメージ戦略（以下「戦略」という。）の方向性のとりまとめや、イメージ戦略用素材（以下「素材」という。）の制作を行い、更に、素材について国産水産物の輸出業者・業界団体等への周知・広報を行うことで、日本食・食文化の需要を喚起し、国産水産物の普及・輸出の拡大を図ることを目的とする。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成26年3月14日（金）まで。

なお、実施スケジュール及び実施体制を契約締結後10日以内に提出すること。

3 事業内容

(1) 海外市場での調査

海外の消費者の意識・無意識に働きかけ、国産水産物の持つ高品質というイメージを普及・浸透させるためにはどのような方策が望ましいか、5つの地域又は国（東アジア、東南アジア、ロシア、EU及び米国）を中心とした海外の水産物市場において、流通業者・小売業者等の各種業者や消費者を対象として、イメージ戦略の実施に適した時期、指針（全世界統一の戦略で臨むか又は地域ごとに分けた戦略で臨むかといった国・地域ごとの軸及び、国産水産物全体として統一の戦略で臨むか又はそれぞれの商品の特性に合わせた別々の戦略で臨むかといった品目ごとの軸などで構成される指針）、使用すべき素材（キャッチフレーズ・ロゴマーク等）に係る調査を行う。

調査は2回行うこととし、1回目は戦略案及び素材案の作成のための事前調査、

2回目は水産庁にて採用することとした戦略案及び素材案についての市場反応調査を行う。市場反応調査は、海外の水産物市場で行うとともに、事業受託者が設置するウェブサイト上にて動画を示す形でも行うこととする。

ウェブサイトの設置・運営の方法等は、事業受託者からの提案を参考に、水産庁漁政部企画課担当官（以下、「水産庁担当官」という。）と事業受託者において協議の上、契約締結後に決定するものとする。

（2）イメージ戦略構築・素材制作検討会の開催

調査と平行して、戦略の構築並びにキャッチフレーズ及びロゴマーク等の素材の制作のための検討会を開催する。検討会は、調査開始前に最低1回、調査期間中に最低1回、調査後に最低1回開催し、日本食文化、水産物又は海外でのPR活動に造詣の深い5名程度の検討委員で構成されるものとする。

各時期の検討会において検討すべき内容は、概ね以下のとおりとするが、その具体的内容、運営方法及び検討会の委員選定等は、応募者が企画し、提案する。契約締結後、提案をもとに水産庁担当官と事業受託者が協議の上、より効果的な運営方法を決定する。

ア 調査開始前の検討会においては、戦略全体やキャッチフレーズ・ロゴマーク等の素材の案について検討することとする。

イ 調査期間中の検討会においては、進行中の事前調査からのフィードバックを受けて、戦略案や素材案の見直しを行い、事業受託者は、これらからなる2つ以上の中間案を作成する。作成した中間案は、調査期間中の検討会の終了後、速やかに、電磁的記録媒体（CD-R）及び書面にて水産庁に提示する（遅くとも11月中旬に提示すること）。また、中間案のうち素材案については、事業受託者が設置するウェブサイト上で、中間案相互の優劣に関して、国産水産物の輸出業者・団体をはじめとする国民の意見を収集するための投票を実施し、事業受託者は、その結果を水産庁に通知することとする。水産庁は通知を受けた投票の結果も踏まえ、事業受託者が提案した中間案の中から採用案を1つ選定し、事業受託者は同案を市場反応調査に使用するものとする。

ウ 調査後の検討会においては、調査結果を踏まえて、次年度以降も含めた今後の戦略の方向性（戦略を展開すべき時期や展開する広告媒体等）を取りまとめるとともに、キャッチフレーズ・ロゴマーク等の素材の最終案を制作する。取りまとめた戦略の提案書及び制作した素材の最終案は、平成26年1月15日までに水産庁に提示する。

（3）検討結果の周知・広報

次年度以降戦略を展開する素地を作るため、事業受託者は、国産水産物の輸出を行っている業者・業界団体等に検討の結果制作した素材を周知・広報し、その後、周知・広報の結果を測定する。

4 事業の報告

事業受託者が本事業を終了したとき（中止し、又は廃止したときを含む。）は、本事業の成果として、本事業の効果等を記載した事業実施報告書を（1）の形式により（2）

の場所へ平成26年2月28日までに提出すること。

(1) 提出物

- ① 事業報告書冊子 20部
- ② 電磁的記録媒体資料 (CD-R) 1部

(2) 納入場所

水産庁漁政部企画課企画班 (農林水産省本館8階 ドア NO.本 867)

5 著作権等の取扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、水産庁が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる事業受託者又は第三者が権利を有する著作物等 (以下、「既存著作物等」という。) は、個々の著作権者等に帰属するものとする。
- (3) 成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6 その他

- (1) 応札者は、本事業に係る提案書の提出に際し、以下の事項について留意すること。
 - ア 提案書には、事業スケジュール、充当する人員、内容等を詳細に明記すること。
 - イ 最大限の事業効果が得られるように事業予算の配分を工夫すること。
- (2) 提案に当たっては複数者による共同提案も可能とする。
- (3) 受託者は定期的に本事業の進捗状況の報告を行うほか、水産庁の求めに応じて途中経過を報告すること。
- (4) 本事業を実施するに当たっては、日本国及び事業実施国・地域の法令を遵守すること。
- (5) 業務の目的を達成するために、水産庁担当官は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、事業受託者はこの指示に従うものとする。
- (6) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (7) 事業受託者は本事業の実施に当たり再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官 (水産庁長官) と協議を行うこととし、同官の承認を得ない限り再委託を行ってはならない。
- (8) 事業受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (9) 日本国内及び海外の生産者・消費者等からの提案に基づくなど現場発の発想が踏まえられていること、多様な事業体・モノ・サービスと連携した取組となっていること。
- (10) 「農林水産物・食品の輸出促進のための具体的戦略」に配慮しつつ、他の日本食・食文化を普及する取組と連携を図るなど、他の事業との間で相乗効果を発揮できるよう工夫すること。

(※「農林水産物・食品の輸出促進のための具体的戦略」については、農林水産省のホームページを参照。)

7 照会先

本仕様書に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8907

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省 水産庁漁政部企画課 中奥、板橋

TEL：03-6744-2343

FAX：03-3501-5097